

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	平成28年1月12日 政策調整会議	
開催日時	平成28年1月12日（火）9時12分～11時55分	
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出席者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、蕨塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、渡辺学校教育部長次長兼教育総務課長（嶋学校教育部長代理）、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 須田人権庶務課長、小林同課主幹兼課長補佐兼女性センター所長、岡部同課男女平等推進係長兼女性センター所次長</p> <p>（担当課2） 神頭保険年金課長、鈴木同課主幹兼課長補佐、池田同課専門員兼保健事業係長</p> <p>（担当課3） 益田地域づくり支援課長、堀川同課主幹兼課長補佐、岩元同課専門員兼市民生活・相談係長、同課同係山本主事</p> <p>（担当課4） 長島みどり公園課長、細沼同課専門員兼みどり公園係長</p> <p>（担当課5） 須田人権庶務課長、松上同課長補佐、奥田同課文書法規係長（事務局）</p> <p>宮村市長公室次長兼市政情報課長、佐藤政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係濱野主事</p>	
会議内容	<p>1 第2次朝霞市男女平等推進行動計画（案）</p> <p>2 朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（案）</p> <p>3 朝霞市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）</p> <p>4 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会条例（案）</p> <p>5 朝霞市行政不服審査法施行条例（案）</p>	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画（案） ・朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（素案） ・朝霞市国民健康保険保健事業実施計画【概要版】（案） ・朝霞市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）について ・朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会条例（案） ・朝霞市行政不服審査法施行条例（案） 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の必要事項		

【議題】

1 第2次朝霞市男女平等推進行動計画（案）

【説明】

（担当課：須田）

本計画は、平成18年に策定した「男女平等推進行動計画」が、本年3月までの計画期間となっているが、引き続き男女平等を推進していく必要から、第2次計画を策定するものである。

本計画は、第1章から4章までとしている。第1章で計画の基本的な考え方、2章で計画策定の背景、第3章で内容、第4章で計画の推進について述べている。

第1章では、策定の目的について、現在までの経緯と社会的背景に触れたのち、男女平等社会の実現に向けた取組をより一層推進するために新たな計画を策定することとしている。

計画の性格について、本市には平成15年に制定した「朝霞市男女平等推進条例」があるが、その第10条で「男女平等の推進に関する行動計画を策定するものとする」としており、その条文を策定の根拠としている。総合計画との関係においては、基本構想のうち基本計画における政策分野の中の「基本構想を推進するために」に該当する部分として、第6章の柱の一つを担っている。策定に当たっては市民の意見を反映するよう努めたこと、推進に当たっては市民や事業者との協力や連携を進めていくことを述べている。

計画の構成、期間について、計画期間は現行計画と同様10年間とし、基本計画及び実施計画は5年ごとに前期と後期に分けることとしている。

めざす姿について、本計画の目指すところはいわゆる「男女平等社会」に他ならないが、そのめざす姿を「男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」という言葉で表現している。この言葉は、現行計画である第1次の計画を踏襲している。第2次の策定に当たり、当初はフレーズも新たなものにすることを検討していたが、最終的に同じ言葉で第2次計画も推進していきたいと考える。理由として、「男女平等」、「男女共同参画」は、一人一人の意識に働きかけていくもので、進捗状況を客観的に諮ることは難しく、第2次計画と言っても計画が進捗して次のステージに入ったと言にくい面があること、実際に総合計画の市民意識調査結果などをみても、重要度、満足度は残念ながらともに低い位置であること、そのような状況を考えると、「男女平等」に関しては、華々しく政策を打って出る試みよりも、地道な取組みを今後も継承していくスタンスで進めていくことが適切なのではないかと考え、第1次で掲げたフレーズを第2次においても使用したいという結論に達した。なお、この提案を附属機関である男女平等審議会で示したところ、優しい感じでいいフレーズであるといった意見もいただいている。

重点課題について、(1) 男女平等の意識づくり、(2) 男女平等が実感できる生活の実現の2つを掲げている。これは、第5次総合計画の柱立てと一致させている。また、現行計画においても同様の重点課題としているが、「男女平等」について、まずは個々人

の意識の中にあるということで意識づくり、さらにそれが日々の暮らしの中で体现できていく状況を目指す意味で、男女平等が実感できる生活の実現を重要課題とする。

施策目標では、重点課題の達成に向けて目標とするところを6項目定め、施策目標ごとにさらに細分化した施策の方向を定めている。施策目標と施策の方向を基本計画部分として、P. 21以降に第3章として記載している。P. 9からの第2章では、背景として社会情勢や現在までの朝霞市の取組みの概要を記載している。

次に、P. 21からの第3章が基本計画の本体部分となるが、めざす姿に向けて2つの重点課題を設定して、それぞれに3つの施策目標を立てている。「男女平等の意識づくり」の課題では、男女平等の意識の浸透、自己実現へ向けた学習機会の充実、性と生殖に関する健康と権利の尊重を施策目標として、施策目標の基にさらに目標を達成するために施策の方向と主な施策を掲げている。施策の方向が●、施策を○で表記している。同様に、「男女平等が実感できる生活の実現」の課題では、異性間の暴力の根絶、政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進、地域団体や事業所における男女共同参画の推進の3点を施策目標としている。

計画本体では、項目ごとに「現状と課題」、「主な施策」、「指標」を掲載し、さらに関係するデータや資料を掲載している。基本的には、市民意識調査などから現状を分析し、望ましい姿との乖離部分を課題として捉え、どのように解消していくかという部分を主な施策としている。また、各施策の方向に応じて、指標を設定している。

これらの基本計画部分は、先ほどフレーズの継承について説明した内容と同じ考え方で全体的に現行計画を継承する内容となっているが、何点かは第2次として内容を改変した部分がある。

施策目標4について、これは現行計画においては「性の尊重と異性間の暴力の根絶」とひとつの施策目標の一部分であったが、第2次においては独立したひとつの施策目標とした。これは、女性センターで取り組んでいるDV相談などの状況をみても、年々複雑で解決までに時間がかかるケースが増加してきていること、全国的に見てもまだまだ潜在的なケースがあり、今後さらに力を入れていく必要があることがその理由である。

なお、施策目標4の横に「第2次朝霞市DV防止計画」という記載があるが、これは、現行のDV防止計画が今年度で計画期間を終えることから、第2次のDV防止計画については内容を統合してこの行動計画の中の一部として推進していくことで、そのような記載としている。なお、審議会などでも、別計画を統合した割には内容のボリュームが薄いのでは、という意見があったが、実は現行のDV防止計画は、平成21年度に策定をしていたが、まだDVについての認識が現在に比べてまだ広まっていない時期であり、DVとは何かといった部分の資料や解説が大半を占めている。そのような状況から、第2次計画の第4章部分において、基本計画として規定していく部分は網羅できていると考えているので、理解をいただければと思う。

それから、新たに計画に取り入れたものとしては、施策目標5の○防災分野における男女共同参画をすすめるがある。これは、今年度、市の防災会議において「女性視点の防災対策検討部会」が設置されて、提言されたことを踏まえ、本計画においても防災の所管課とともに施策を推進していく意味で取り入れたものである。

さらに、昨年「女性の活躍推進法」が制定されているので、施策目標6に○就業上での女性の活躍を推進する、の中で触れている。昨年8月に可決成立し、その後順次基本方針などが示されているが、市として具体的な取組みを盛り込むには時間的にも難しかったことからこの記述となっている。今後、女性の活躍推進法に関しては、本計画の実施計画で取り組んでいくのか、別計画とするのか、本計画を修正して一本の計画とするのかなどの方策を検討したいと考えている。第4章は計画の推進について、P. 51以降は資料を掲載している。

策定までの主な経緯について、平成26年度から27年度の計画で策定を行ってきた。まずは、策定の基礎資料とするために市民意識調査や事業所アンケートを行い、現状の分析を行っている。

策定のための組織として、男女平等推進庁内連絡会議において、重点課題、施策目標や体系などについて検討したのち、附属機関である男女平等審議会に諮り、意見をいただいた。また、市民の意見を反映するために、パブリック・コメントを実施するほか、女性センターにおいて各種事業に協力していただいている市民にも意見を伺い、利用者意見箱を設置するなどの取組みを実施した。

個別の取組みにおいては、施策の方向ごとに指標を設定しているので、目標値を達成できるように取り組むことが、まずは目標となる。さらには、この計画の目標が、「男女の輪が素敵な朝霞をつくる」のフレーズに表現されているとおり、男女が平等な社会、男性も女性も互いに人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらずあらゆる分野で活躍できるまち、をめざしている。

個人の意識に働きかける部分も多く、成果が見えにくい部分もあるが、まずは、指標の目標値の達成、それから、特にDVなどの阻害要因を取り除いていく取組みを地道に行いながら、一人でも多くの市民に人権が尊重されて住みよい街だと実感していただけるよう、計画を進めたいと考えている。

【意見等】

(澤田都市建設部長)

パブリック・コメントや職員コメントでどのような内容の意見が出たのか概要を教えてください。また、今日、示していただいた計画は確定版なのか、それとも変更の余地があるのか教えてください。

(担当課：須田)

市民を対象に行ったパブリック・コメントは残念ながら0件であった。

(担当課：小林)

職員コメントとしては、男女平等活動の検証について、必要性や理由の記載がないとの意見に対し、必要性や理由について記述することとした。また、異性間暴力について、女性だけでなく、男性についてのことが伝わらないとの意見に対し、対象とする暴力を明記して、性別に関わらないことを記述することとした。

(担当課：須田)

審議会に諮った計画を、パブリック・コメント及び職員コメントにかけ、最終的な案

としたものを審議会の委員に配布するとともに庁内連絡会議の委員にも配布し、意見をいただいた。それらの意見を反映させたものを、審議会の委員に再度、配布しさらに意見をいただくこととしていた。昨年末を回答期限としていたが、最終的には案として取りまとめたものでよいとの回答をいただいたことから、案として決定し、この会議で審議していただきたいと考える。

(佐藤水道部長)

目標値の設定について伺いたい。例えば、施策目標4、4-1は目標値が100%に設定されている。これは、全ての市民へ周知することを目指して設定と明記されており、理解できる。

しかし、施策目標5、5-1は、目標値が70%に設定されており、現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員が30%以上となることを目指して設定と記載してあるだけなので、目標値を設定した根拠が不明である。

施策目標6、6-1についても、明確な根拠がない。

(担当課：須田)

指標の設定値及び指標自体については、非常に悩ましい項目であった。

施策目標5、5-1については、各審議会で女性委員が何名いるのかではなく、女性委員が30%以上いる審議会を更に伸ばしていきたいということで、数値を設定した。100%が理想の形であるが、審議会によっては、男性が母体となっている審議会もあることから、せめて7割程度との考えで数値を設定した。

施策目標6、6-1のワーク・ライフ・バランスについては、調査の結果をみても、認知度が低いことから、せめて2人に1人には知っていただきたいということで数値を設定した。

6-2についても、認知度が非常に低いことから、施策として実現が厳しいという側面を考慮して、数値を設定した。

(神田市長公室長)

数値的なものを捉えたのではなく、所管課が施策を展開する上で、求めたい数値を設定していると理解していただきたい。

(佐藤水道部長)

前計画で先ほど指摘した項目の数値目標を教えてください。

(担当課：小林)

4-1「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を知っている市民の割合」について、今回100%に対して、前回は90%であった。

5-1「各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合」については、項目が異なるため、数値が設定されていない。

6-1「ワーク・ライフ・バランス」をよく知っている市民の割合」についても、新たに指標を設定しているので、前回は無い。

6-2「職場の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合」についても、もとの指標から変更しているので、前回は無い。前回は、市民の割合ではなく、女性の割合で数値を設定している。

(三田福祉部長)

P. 36及びP. 38の図表において、「配偶者から暴力を受けた時の相談の有無」と記載されているが、本文中は「配偶者等」と記載されている。整合性は図れているのか。

(担当課：小林)

指摘のとおり、「等」が抜けているので、修正する。

(重岡危機管理監)

計画の名称について、国や県は「男女協働参画」を使い、本市では「男女平等推進」とされているが、なぜこのような名称としたのか。防災の関係では、「男女協働参画」を使用している。

(担当課：須田)

平成14年におおもととなる「男女平等推進条例」を制定している。条例本題の中で、男女平等推進計画とうたっていることが、第一義的事項である。

名称をどうするかについては、審議会からも意見をいただいております。男女平等が前提にあり、男女協働参画が進んでいくという段階的なものであることから、男女平等推進計画に名称を定めた。

県内でも少数派であることは認識しており、時期を見て名称変更することも考えられるが、今回は、男女平等推進計画でいきたいと考える。

(島村生涯学習部長)

P. 23とP. 25のアンケートで、同様の質問をしているのに数値が異なっている。

(担当課：須田)

項目が同様のようにになっているが、アンケートの設問自体が違う可能性がある。誤解のないように、表記を修正する。

(内田監査委員事務局長)

P. 15の図表について、それぞれの図で説明することが異なっているのだから、それぞれにことわりを入れるべきではないか。

(担当課：須田)

指摘のとおり、ことわりを入れることとする。

(内田監査委員事務局長)

P. 18とP. 19において同義語が使い分けされているがなにか理由があるのか。

(担当課：須田)

P. 18については、平成9年度から平成17年度にかけて行われた男女平等推進行動計画の前の段階の女性計画の記述を引用しているが、表現を統一するように調整する。

(内田監査委員事務局長)

P. 32について、市のDV防止計画にするとするわりには、表記がこのページしかないのでは少ないのではないかと感じるがどうか。

(担当課：須田)

他の場所にも掲載するか検討する。

(田中会計管理者)

先ほど、P. 18とP. 19の表現を統一するとの回答があったが、前計画を踏襲し

て記載しているのであれば、表現を統一するとおかしくなってしまうのではないか。過去にも公表しているのであるから、変更しないほうがよいのではないか。

(神田市長公室長)

過去のものであるのだから、そのまま入れ込むことが第一で、それで状況変化に伴い、言葉が変わった場合には、付記するということはあると思う。

(担当課：須田)

書き換えるのではなく、括弧書きで付記することとする。

(澤田都市建設部長)

P. 3計画の構成で、基本計画は、前期と後期に分けて策定すると書いてある中で、P. 21以降を見ると10年間の目標が書いてあるように読める。5年間で何をすることがほとんど読めない。もし、5年間で分けるのであれば、中間目標を設定しなかった理由は何なのか教えていただきたい。

(担当課：須田)

めざす姿と重点課題については、10年間継続させていきたい。基本計画については、重点課題に基づいて設定していくが、5年経過した時点で見直しをする必要があるものも出てくるかもしれないと考えている。今回、掲載しているのは前期基本計画である。

(澤田都市建設部長)

前期、後期の5年間にわたる必要性を感じない。あえて、分けた理由を教えてください。

(担当課：須田)

5年間で情勢変化が起きることが考えられるので、5年を目途に状況を見直す必要があると考えているからである。

(内田市民環境部長)

なぜ10年の計画なのに5年で見直さなければならないのか。前期と後期に分けるのであれば、計画の名称になぜ「前期」、「後期」と付けなかったのか。

(担当課：須田)

名称に「後期」を計画に付ける例はあったが、「前期」と付ける例がなかったことから、付けていない。

(神田市長公室長)

5年を単位として、情勢変化に対応することを明記しているので、進捗管理に注意すること。

様々な指摘を受けているが、進捗管理していくうえで、重要な部分であるので、制度の運用に生かすこと。それから、指標の数値の設定については、アンケート結果などとの整合性を図り、修正すること。誤字等及び付記する必要があるところについては修正及び追記すること。

【結果】

一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

2 朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（案）について

【説明】

(担当課：神頭)

本計画書の策定については、埼玉県国民健康保険団体連合会の支援を受けて医療・健康診査のデータ分析を行うとともに、連合会が設置している保健事業支援・評価委員会からの助言を受けて内容を文章化した。さらに、健康づくり部内で検討を行い、7月末に素案をまとめた。その後、8月中に国民健康保険運営協議会委員から意見聴取を行い、10月20日から11月19日までの期間、パブリック・コメントを実施し、最終案をとりまとめた。

本計画策定に至る背景としては、レセプトの電子化や国保データベースシステムが整備されてきたことから、平成25年6月「日本再興戦略」において「すべての健康保険組合に対し、加入者の健康保持増進のためにデータヘルス計画の作成、事業実施、評価等の取組みを求め、市町村国保が同様の取組みを行うことを推進する」とされたことを受け、策定に至った。

計画期間は平成28年度、29年度の2ヵ年となっている。現在推進している第2期朝霞市特定健康診査等実施計画の終了年度が平成29年度であるため、平成30年度からはこの計画と一体的な計画となっていくことになる。

P. 2、P. 3は、本市の国民健康保険被保険者の健診データ、レセプトデータの分析結果をまとめたものである。

主な結果として、特定健康診査の受診率は、平成20年度の33.9%から翌年度には39%に増加し、以降は微増で推移している。計画で設定した目標受診率には届いていない状況であるが、全国、県内市町村平均と比較すると、どの年度も上回っている。

ちなみに、最新の平成26年度については41.6%、県内順位は63市町村中14位となっている。また、健診結果から対象者を抽出して実施している特定保健指導では、参加した人は参加しなかった人よりも健診データが改善されている。

レセプトデータから医療費を見ると、高血圧等の循環器系の疾患や人工透析等の治療を要する腎臓病が県内平均よりも高い状況である。

P. 4には、健診データ、レセプトデータ等から当市における課題を記載している。表の左側には健康課題を記載し、項目ごとに、それらに対する平成28年度、29年度の目標を設定している。

本市における健康課題としては、①循環器疾患の医療費が他の疾患よりも高い、②腎不全の医療費が県内平均よりも高い、③特定健診の受診率が目標を下回っている、④特定保健指導を受けない人が多い、⑤ジェネリック医薬品の利用率が県内平均よりも低い、⑥生活習慣のうち食習慣、飲酒、喫煙の項目で改善が必要な人が全国、県よりも多いとなっている。

P. 5、P. 6には、目標に対する具体的な保健事業の内容と評価について記載している。

以上が、保健事業実施計画の概要である。なお、計画書の印刷製本は2月中に行い、3月に議員及び関係各課所等に配布する予定である。

【意見等】

(内田市民環境部長)

平成25年度までのデータしかないが、平成26年度のデータを載せない理由について伺いたい。

P. 13について、図が3つグラフと表に分かれているのだから、グラフに数値を載せなくてもよいのではないか。図2-3では、年代別対象者数は記載しないで、年代別受診者数と年代別受診率は数値を入れているので、表現を統一したほうがよい。

P. 15について、説明と図が示されているが、例えば、「喫煙習慣では男性は低く、女性は高い。」との説明については、何と比較してこのような傾向なのかということが読み取れない。

P. 27文中に過去4年間に12人増加となっているが、どこと比較して増加しているのかが読み取れない。年間医療費の増加についても、同様に分からない。

P. 40、P. 41に章立てして個人情報の保護について掲載しているが、わざわざ掲載する理由について説明していただきたい。

(担当課：池田)

平成26年度のデータを掲載していない理由については、特定健康診査の法定報告が翌年度の11月に公表されることとなっている。本計画を作成するに当たり、まだ、数値が確定していないものであったことから、平成25年度までのデータを使用している。

(担当課：神頭)

平成26年度の実績について、現在は数値を把握しているので、指摘いただいたとおり、修正できる箇所は最新の数値に修正したいと考える。

(担当課：池田)

P. 13の図については、指摘のとおり、統一性がないので、グラフの中に数値を加えるなどの対応は可能であると考えます。

P. 15の生活習慣の状況については、表2-4の標準化比を評価に用いている。比較については、同規模な自治体、県、全国と比べている。この数値のアスタリスクがついているところが、有意な差がある項目であり、それを説明する文章を記載している。さらに注釈を付け加えることは可能であると考えます。

P. 27について、12人の増加については、平成22年度と平成25年度を比較して、継続者及び新規導入者が12人増加したということである。医療費についても、同様の年度を比較して記載しているものである。

個人情報の保護の章立てについて、本計画作成に当たり、厚生労働省から手引きが示されており、その手引きに個人情報の保護について、掲載されているので、それに倣い引用した。

(澤田都市建設部長)

概要版は案としており、計画本体は素案となっている。この素案に何が足されれば、案となるのか、そして、いつ頃、本体が出来上がるのか伺いたい。

(担当課：神頭)

現段階で素案ではなく案であるので訂正させていただく。2月中に印刷製本し、3月

中に関係者等へ配布することを予定している。

(佐藤水道部長)

概要版P. 4の目標値は、朝霞市独自の目標値であるのか。市独自であるのであれば、根拠を伺いたい。

(担当課：池田)

成果目標については、市独自の目標値である。データヘルス計画自体が各市町村のデータを分析したうえで保健事業を行うことが根底にある。

目標値の設定については、他の計画で目標値を設定している場合、それらと整合性を図り数値を設定している。それ以外の数値については、県の水準に合わせている。

(木村議会事務局長)

P. 34にP. 27で記載がある図表の番号が示されているが、実際と異なっている。

(担当課：池田)

間違いであるため、正しいものに修正する。

(木村議会事務局長)

同じくP. 34の一番下の成果目標、平成28年度、平成29年度について、項目と目標値が年度によって変わっているが問題ないのか。

(担当課：池田)

本市の中では、食習慣に関する項目と嗜好品に関する項目が課題であることが分かった。全てを単年で行うことが理想であるが、それが難しいことから年度で分けている。

(内田監査委員事務局長)

P. 22の(8)特定保健指導の実施率において、「国及び県内市町村平均との比較においては下回っている状況」と記載されている。国よりは下回っているが、県内市町村と比較した場合、全てが下回っているわけではないので、表現を改めたほうがよい。

(担当課：池田)

指摘のとおり修正する。

(島村生涯学習部長)

P. 36のジェネリック医薬品の医療費通知の評価指標について、アウトプットとアウトカムをそれぞれ表記しているが、内容的には両方ともにアウトプットの内容になってしまっている。

(担当課：池田)

指摘事項について検討する。

(澤田都市建設部長)

例えば、P. 15の表2-4について、比較対象として、同規模、県、全国とあるが、同規模については、どういう自治体なのか、どこかに注釈を入れたほうが分かりやすい。

標準化比の後に「V.S.」と記載があるが、意味が分かりづらいので、こちらも注釈を加えたほうがよい。また、アスタリスクの持つ意味についても、注釈を入れたほうがよい。

朝霞市の総人数の数値に区切りのカンマを加えたほうが分かりやすい。

(担当課：池田)

指摘事項について検討する。

(内田市民環境部長)

P. 13及びP. 14において、同様の項目にも関わらず、「年齢階層別」と「年齢階級別」の2つに、使い分けられている。何か違いがあるのか。同じなら揃えた方がよい。
(担当課：池田)

違いはないので、指摘のとおり修正する。

【結果】

一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

3 朝霞市消費者生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）について

【説明】

(担当課：益田)

地域づくり支援課で行っている消費生活相談業務は、消費者基本法第19条第1項において、「地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。」とされ、また、改正前の消費者安全法第8条第2項に、「市町村は、消費者の苦情にかかる相談に応じること、同じく苦情の処理のためのあっせんを行うこと、消費者の安全確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること」等が規定されており、これらの法の規定に基づき、昭和60年4月に「朝霞市消費生活相談員設置要綱」を制定し、消費生活相談室として本業務を行ってきた。

この条例制定の背景として、消費者安全法が平成26年6月に改正されたことが挙げられる。この改正では、地方公共団体における消費生活相談体制を強化するために、消費生活相談員の資格を新たに国家資格として創設するとともに、消費生活センターを設置する市町村は、その組織及び運営に関し、条例を制定すること等が規定された。

今回の条例は、今まで本市で「消費生活相談室」として業務を行っていたが、条例の内容は、今まで行ってきた業務を踏まえたものに、法改正に当たり、国から示された「モデル条例」を取り込んだ形となっている。

条例の第1条と第2条は、法の求めに応じ、国のモデル条例案に基づいている。

第3条、名称については、「地域の実情を踏まえて各地方公共団体が決定すべき事項」とされ、今まで使用してきた「消費生活相談室」とすべきか、国から示された「消費生活センター」とすべきかという問題があった。これについては、全国的な傾向と、分かりやすさの観点から、「消費生活センター」とした。

第4条、取扱事務、第5条、時間については、今までの内容をそのまま条文化した。

第6条、職員については、法に基づき、センター長を置き、センター長は、地域づくり支援課長をもって充てるとした。

第7条、消費生活相談員については、法改正により新たに創設された資格についての要件等を定めたものである。

第8条、職員研修、第9条、情報の安全管理等については、国から示されたものに準じている。特に、研修については、詐欺的な商法などは、日々、新たな手法が出るなど、

常に新たな情報を収集し、また、学習していただくことが円滑な業務の推進には必要不可欠であり、本市としても必要な部分であることから明文化した。

第10条、委任について、規則で定めるものとしては、消費生活相談員の身分に関する事、これは、職員課と非常勤特別職とする方向で調整を進めている。また、条例第8条第2項の「消費生活相談員の確保及び処遇について、必要な措置を講ずる」、第9条の「情報の適切な管理」について、規則で定めることを予定している。

【意見等】

(佐藤水道部長)

朝霞市の相談員の処遇については、近隣市と比較して、よくないと聞いている。非常勤特別職とするとの説明があったが、条例を制定することにより、近隣市と比較しても消費生活相談員の処遇は改善されるのか。

(担当課：岩元)

近隣3市の状況として、身分は、新座市が非常勤一般職、和光市が非常勤特別職、志木市が委嘱ということになっている。処遇として、新座市は、有給休暇があり、通勤手当も支給されている。和光市においても同様である。志木市は、委嘱のため、両方とも付与されていない。朝霞市においては、現在、両方とも付与していないが、職員課が非常勤特別職の処遇に関する要綱を作成中であり、それが出来れば、有給休暇等が付与されることになる。

(佐藤水道部長)

それでは、本条例の制定では処遇は改善されず、職員課の定める要綱によって、処遇の改善が図られるということによいのか。

(担当課：岩元)

そのとおりである。

(神田市長公室長)

要綱は検討中である。断定的な表現があったがそれは誤解である。

(島村生涯学習部長)

現在も相談員がいて、相談業務が行われているが、今いる相談員はどうなるのか。新しく雇うのか。また、合格したとみなされる人について、具体的に説明をいただきたい。

条例の最後に、「この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるものとします。」と記載してあるので、規則は資料として用意していただきたい。審議する際に支障がある。規則は何について規定するのか。

(担当課：岩元)

消費者安全法が4月に施行されると、新たに消費生活相談員が国家資格となる。現在、本市に勤務している相談員は、民間資格を有して相談業務を行っている。財団法人日本消費者協会の消費生活コンサルタントと、独立行政法人国民生活センターの消費生活専門相談員である。

その他の資格として、財団法人日本産業協会の消費生活アドバイザーがある。これらの資格をどれか有しており、過去5年間のうち1年間、相談業務に従事していれば、附

則の3条に基づき消費生活相談員の試験に合格したものとみなすとされている。

(島村生涯学習部長)

現在の相談員については、民間資格を有していることから、合格したとみなされる人に該当するということがよいか。

(担当課：岩元)

そのとおりである。

(担当課：益田)

規則について、現在、非常勤特別職部分を職員課と調整している。

(担当課：岩元)

規則には、情報の安全管理等について、定めたいと考えている。

(神田市長公室長)

職員課の要綱と規則は関係ない。

条例の審議において、先ほど、生涯学習部長からも意見があったように、参考となる規則がないと判断できない場合がある。担当課は、庁議までに資料として規則を速やかに提出すること。

(担当課：益田)

速やかに用意する。

(神田市長公室長)

それでは、規則を早急に提出していただき、庁議までの間の時間を活用して、審議していただくこととする。

(澤田都市建設部長)

平成26年6月に法改正されているが、条例制定までに時間を要した理由を説明していただきたい。

第5条の時間について、消費者の相談や斡旋などを平日の午前10時から午後4時までに区切っているが、市役所の開庁時間8時30分から5時15分までを考慮すると、時間を考えたほうがよいのではないか。この時間を設定した理由を伺いたい。

センター長の資格の有無について、確認させていただきたい。

モデル条例の説明があったが、そのモデル条例が示されていない。モデル条例とはどのようなものなのか説明をいただきたい。

(担当課：益田)

法の施行が平成28年4月であることから、これに併せて条例を制定することとした。

時間については、相談の受付時間と考えているので、こちらの時間に設定した。なお、現在も条例案と同様の時間を設定し、業務に取り組んでいる。

資格者を1名置くこととされているため、センター長については、資格の必要はない。

消費者庁が示すモデル条例案を参考にしている。

(上野総務部長)

条例制定について、近隣市の状況はどうなっているのか。

(担当課：益田)

近隣3市については、本市と同様、平成28年3月議会に諮ることとしている。昨年

1 2月議会において条例制定したのは、さいたま市や秩父市、本庄市、草加市であるが、約9割の自治体が3月議会での条例制定を目指している。

(薮塚健康づくり部長)

国が示すガイドラインを確認したが、時間や日にちについては、公示することで条例化している自治体も多い。時間について、条例制定後、変える必要があった場合には、条例自体を変えなければならないので、明示しないほうがよいのではないかと考える。

(担当課：岩元)

人権庶務課と調整して定めた。

(重岡危機管理監)

「相談室」から「センター」にすることによる影響はないのか。

(担当課：岩元)

影響はないと考える。

(田中会計管理者)

事務は変わらないが、組織として、今までは地域づくり支援課の事務分掌として記載されていたが、今度は地域づくり支援課と並列での記載となることから、他の条例等に影響するのではないかと考える。

(事務局：佐藤)

課の附属施設になると考えている。例えば、女性センターのような位置付けになるので、事務分掌規則の改正だけでよいと考える。

(神田市長公室長)

非常勤特別職等の処遇については、職員課と調整を図ること、また、組織機構の調整については、政策企画課と再度、調整を図ること。

【結果】

速やかに規則を作成し、事前調整したうえ、庁議に諮ることとする。

4 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会条例（案）について

【説明】

(担当課：長島)

昨年12月に朝霞市基地跡地利用計画が見直され、公園整備及びシンボルロードの計画地が見直された。このことにより、平成22年4月に策定した、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画を基地跡地利用計画と計画区域を合わせるなどの見直しを行うため、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会を設置したいと考えている。

委員会の構成は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、市が関係する団体から推薦された者、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民とし、15名以内で組織したいと考えている。

【意見等】

(佐藤水道部長)

第4条の組織のそれぞれの構成人数について、教えていただきたい。

(担当課：長島)

現在想定しているのは、学識経験を有する者3名、関係行政機関の職員1名、市が関係する団体から推薦された者6名、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民5名を予定している。

(木村議会事務局長)

今回の委員に市議会議員は含まないということによろしいか。

(担当課：長島)

議員は含めない。

(重岡危機管理監)

概要説明には、防災等関係行政機関の職員という表記があるが、具体的にはどのような方を想定しているのか。

(担当課：長島)

朝霞地区一部事務組合の埼玉県南西部消防本部職員を想定している。

(澤田都市建設部長)

防災公園の位置付けがあるためである。

【結果】

原案のとおり、庁議に回ることとする。

5 朝霞市行政不服審査法施行条例（案）について

【説明】

(担当課：須田)

本条例の制定趣旨は、行政不服審査法が平成26年に全部改正され、本年4月1日に施行されることとなり、法律の施行に伴って本市においても体制等を整備する必要がある。本条例で予定している事項は、主に2点あり、1点目は、関係資料の交付について、2点目は附属機関の設置についてである。

まず、1点目の関係資料の交付の関係は、資料1の2と3に記載しており、条例本体では第3条から第5条までに規定している。

第3条の行政不服審査法では、審査関係人は附属機関である行政不服審査会に提出された文書の交付を求めることができることとなっているので、その申出や交付方法を定めている。審査関係人とは、審査請求人、参加人と審査庁で、法に規定されているとおりの用語である。第3条と第4条の規定については、法の施行上の細目的な事項であるが、国においても行政不服審査法施行令すなわち政令で同様の規定をしていることに鑑み、本市においても条例で規定することとした。

第4条も同様の趣旨で、国においては政令で規定されているものを、本市においては条例で定めるものである。

第5条は、文書の交付がされた場合の手数料の規定である。法では、文書の交付を受ける審査請求人又は参加人は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされている。本市においては、手数料は無料とし、コピー等に係る実費を納付していただく予定である。無料としたのは、本条例によって交付を受けようとする書類等は、情報公開制度を使って請求することも可能であるため、情報公開制度と同様の定めとすることが適当と考えた。条例では「規則で定める実費の額」とし、資料3の条例施行規則において金額を定めている。他市の状況は、10月末日現在の調査で、手数料として10円を規定する予定が15市、本市と同様に手数料は無料とし実費負担の規定とする予定が10市、全くの無料とする予定が1市、それ以外の市は未定である。

第7条から第18条までは、第三者機関である行政不服審査会の設置についての規定である。第三者機関は法で必置となっており、裁決書案について、諮問を受け答申を行う機関である。第9条以下に委員構成や議事に関する規定を置いているが、審査会の持つ調査権限や調査の手続き等は、法に規定がありそのまま法が適用されることになる。委員に関して、法曹関係者としては弁護士、学識経験を有する者としては大学教授、知識経験を有する者としては行政経験者を予定しているが、その他、案件に応じて専門的な知識を有する方を臨時委員として必要な期間、委嘱することができるとしている。委員は、非常勤特別職となるので、附則で、非常勤特別職の報酬条例の改正を行う予定である。報酬は、同種の案件を扱う、情報公開・個人情報保護審査会と同額で設定したいと考えている。

条例案に続いて、事務処理体制について、説明する。行政不服審査法の改正に伴う庁内体制の整備については、10月の政策調整会議で説明したが、前回保留となっていた事項を中心に、改めて庁内体制の説明をする。

法改正に併せて整備が必要な組織は、審査庁、審理員、第三者機関である。

前回、未定であった審査庁については、人権庶務課で担当することを考えている。前回の政策調整会議では、処分についての知識が必要だという考えから、処分庁の職員に関係していただくことも考えていると説明したが、その際に、処分を行った課の職員が審査請求を担当することは、市民に審査の公平・中立という点から疑念を抱かせかねないとの意見をいただいたので、再検討の結果、人権庶務課で担当することとした。

審理員については、部次長級職員ということで既に決定し、10月に候補者に研修も受講していただいている。審理員補助員は、審理員の事務をサポートする職員で、審理員の指名と併せて審査庁で指名する制度としたいと考えている。第三者機関は、先ほど条例の説明で触れたとおり、情報公開についての不服申立てについては、今回の行政不服審査法の改正以前から既に情報公開・個人情報保護審査会において調査審議することが定められていたので、その部分については変更を加えず、情報公開や個人情報の開示に係る不服申立てについては、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する制度とする考えである。

C 第三者機関、D 手数料については、条例のところで説明したとおりである。

E その他では、改正法の適用については、28年4月1日以降の処分から、改正法が

適用となり、それ以前の処分については、改正前の法が適用となる。

資料5は、各市の状況を添付している。

【意見等】

(内田監査委員事務局長)

条例第6条に記載してある第2条ただし書とはどこのことを指しているのか。

(担当課：須田)

第2条ただし書きではなく、前条ただし書であるので、修正させていただく。

(澤田都市建設部長)

委員会の会長の決め方は、どのようにして決めることになるのか。

(担当課：須田)

委員の互選により、決めることとしている。

(内田監査委員事務局長)

資料4の中で審理員等の指名について、審理員補助員は審理員の指名に併せて審査庁で個別に指名することとなっており、資料5にも他市の状況について、記載されているが、朝霞市の場合、審理員補助員をどのように考えているのか。

(担当課：須田)

審理員になられる、次長級職員からも意見をいただいている。審理員は処分庁の原処分に関与していない職員の中から選出することになっているので、当該事務をよく理解していない可能性があることから、処分庁の事務について、理解している方に補助員になっていただき、サポートしていただくことを考えている。

(内田監査委員事務局長)

経過措置については、どのように考えるか。

(担当：須田)

明確に区分できるので、経過措置を設けることは考えていない。

(市長公室長)

第12条第3項において、「解嘱」という表現が使われているが、この字は法令用語としては適当であるのか。

また、「されるものとする。」という表現は、本来、市長が主語なので「するものとする。」というのが一般的ではないか。

(担当課：須田)

「解嘱」については、法令用語の範疇であると考えます。

当初は案件が終了するまでとする委嘱の仕方もあると考えていたが、それでは曖昧な規定であるので、解嘱辞令を出すこととした。「解嘱」の使い方と併せて、指摘事項について条文を整理する。

(内田監査委員事務局長)

日額報酬等は何を参考に決めたのか。

(担当課：須田)

現在、本市において、同様の不服審査を行う機関として、情報公開・個人情報審査会

が設置されていることから、その審議会と同様の額で定めている。

(澤田都市建設部長)

審理員補助員について、さきほど、処分庁に関する知識を持っている方を指名することを想定しているとの説明があったが、審理員や審理員補助員は中立性を求められることから、処分庁に関係が深い方が選定されることに問題があるのではないかとの懸念があるが問題はないのか。

(担当課：須田)

どなたを指名しても、限界はあると考えるが、なるべく中立的な方を選任したいと考える。補助員については、事務的な補助をすることがメインになると想定している。審理員の判断には携わらないが、判断に影響を与えない範囲で業務に携わっていただくことを考えている。

【結果】

一部修正のうえ、庁議に回ることとする。

【閉会】